［条を削る。］

［条を削る。］

（在勤地内旅行の旅費）

第七条　法第二十七条第一号の規定に基き、在勤地内旅行の旅費の額を、次の各号のとおり定める。

一　旅行が行程八キロメートル以上十六キロメートル未満の場合又は引き続き五時間以上八時間未満の場合には、法別表第一の日当の定額の三分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

二　旅行が、行程十六キロメートル以上又は引き続き八時間以上の場合には、法別表第一の日当の定額の二分の一に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）

2　前項の規定は、法第四十二条において法第二十七条第一号を準用する場合に、準用する。この場合において、前項中「法別表第一」とあるのは「法別表第二」と読み替えるものとする。

（調整）

第八条　法第四十六条第一項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一　職員の職務の級がさかのぼって変更された場合においては、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減を行わない。

二　旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。

三　鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合いにより所定の級に応ずる旅客運賃、急行料金、特別車両料金又は座席指定料金を支給する必要がないと認められる場合には、その級に応ずる旅客運賃又は当該料金を支給しない。

四　陸路旅行の場合において定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道、ケーブルカー等を利用して旅行を行うのが通常の経路であるときは、当該運賃の実費を車賃として支給することができる。

五　全行程で公用車を利用するなど交通費実費が伴わない方法による旅行の場合、又は、旅行期間中における移動の伴わない日程の場合には、日当の二分の一の額を支給しない。

六　自動車運転手が一日につき七十五キロメートル未満又は引き続き八時間未満（出張先における待時間を含む。）の運転を行った場合は、日当を支給しない。ただし、諸雑費が発生した場合、又は宿泊を伴う場合には七十五キロメートル以上かつ八時間以上の場合を含め日当の二分の一を支給する。

七　旅行者が庁舎の一部等公用の施設に宿泊した場合は、次の区分により宿泊料を支給することができる。

イ　有料で食事を提供する公用の施設に宿泊するとき　三千百二十円

ロ　食事を提供しない公用の施設に宿泊するとき　三千九百円

ハ　その他研修施設等の安価な施設へ宿泊した場合には、実態に応じた宿泊料の減額を行う。

八　自宅宿泊等、宿泊料を一切必要としない場合には、宿泊料を支給しない。

九　旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）に規定する療養補償、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）に規定する療養の給付若しくはこれらに準ずる補償又は給付を受ける場合には、当該療養中の日当及び宿泊料の二分の一に相当する額を支給しない。